

綾瀬市立保育所給食実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市保育所条例（昭和48年綾瀬町条例第15号）第2条に規定する保育所（以下「保育所」という。）に入所している児童の適正な栄養素の量の確保並びに食育及び子育て支援のために実施する給食の提供（以下「給食提供」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主食 米飯、パン、麺類その他穀物を主原料とする食品

(2) 副食 おかず、汁物、飲物等で主食以外の飲食するもの

(対象児童)

第3条 給食提供の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、綾瀬市保育の実施等に関する規則（平成27年綾瀬市規則第2号）第3条第2項の規定により保育所における保育の利用の決定を受けた児童とする。

2 市長は、対象児童の保護者からその対象児童について書面による申出があり、健康上の理由その他のやむを得ない事由があると認めるときは、給食提供を実施しないものとする。

(実施日等)

第4条 給食提供は、綾瀬市保育所条例施行規則（昭和60年綾瀬市規則第18号）第4条の休所日以外の日に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事情があるときは、給食提供を行わないことができる。

(費用)

第5条 給食提供の費用は、対象児童1人につき、次に掲げるとおりとする。

(1) 主食 月額600円

(2) 副食 月額4,800円

(費用の負担)

第6条 前条の費用は、当該年度の初日の前日において満3歳以上の年齢にある対象

児童の保護者が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象児童の保護者に係る市町村民税の所得割合算額が綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）第13条第4項第3号ア(イ)に掲げる金額未満であるとき又は対象児童が同号イ(イ)に掲げる者であるときは、第5条の費用を負担しないものとする。

（費用の徴収期限）

第7条 対象児童の保護者は、市が指定する納付期限までに第5条の費用を納めるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給食提供の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

ただし、第5条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、第5条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。